

原発事故のトランスペアレンシーと アカウントビリティ

國部 克彦 (こくぶ かつひこ)

神戸大学大学院経営学研究科 教授

2011年3月11日に発生した東北及び関東地方を襲った大地震は想像を絶する甚大な被害を及ぼし、それが原因で生じた福島第一原発の事故は執筆時点(4月8日)で、依然極めて深刻な事態となっている。このような中で、われわれは総力を結集して難局に立ち向かわなければならぬ。その意味も込めて、私の専門分野から原発事故を考えてみたい。

今回の原発事故について、日本のみならず世界中から適切な情報開示が求められ、菅首相も適切な情報開示を何度も確約している。しかしながら、震災後4週間経っても、情報開示の不十分さが国内外から指摘され続けている。私も東京電力や原子力安全・保安院から開示される情報を日々チェックしているが、情報開示の不十分さは否めない。しかも、政府も東電もマスコミも国民も「情報開示」という言葉の意味を正しく理解していないため、必要以下の情報開示と必要以上の非難が生じている。

情報開示は、トランスペアレンシー(透明性)とアカウントビリティ(説明責任)という2つの原理から構成されるが、この2つを混同すると、適切な情報開示は実行しえない。トランスペアレンシーとは文字通り透明性であり、可能なデータをすべて開示することである。しかし、現状で公開されているデータが、利用可能なデータのすべてなのかどうかについてはどこにも説明がない。まず、利用可能なデータの範囲はどこまでなのか、データ測定の信頼性はどの程度なのかという基本的な部分を開示しなければ、トランスペアレンシーは確保できない。多くの国民や世界各国の不満の第一はここにある。

しかし、データだけの開示では専門性が極めて高いため、専門外の人間には意味が分からな

い。実際に原子力安全・保安院のデータを見て意味の分かる人は何人いるだろうか。この点については、アカウントビリティが果たされねばならない。アカウントビリティは「説明責任」と訳されることが多いが、もともとの意味は「説明可能性」であり、当事者には、トランスペアレンシーの原則にしたがって出てきた情報をもとに、最大限の説明可能性を果たす責務がある。これが、アカウントビリティである。その意味で、原発事故に関するアカウントビリティは、当事者からは全く果たされていないと言わざるを得ない。

また今回のような社会的災害の場合には、アカウントビリティは当事者だけでなく、専門家も果たさなければならないが、残念ながら専門家もほとんどがその任を果たしていない。マスコミに頻繁に登場し、事態の深刻さを過小評価するような発言を続けた一部の専門家の責任は、その後の4週間の事態の推移からみても、かなり重いと考える。

このような事態が生じた理由は、情報開示を国民の不安の鎮静に使いたいという意図が、政府や東電にはもちろん、マスコミや一部専門家にも見られるためである。これは情報開示の理論からいえば情報誘導にほかならず、最も回避しなければならない事態である。しかし、トランスペアレンシーとアカウントビリティを履行するためには、情報の受け手の能力も重要となる。情報の受け手(つまり国民)への信頼が欠如していれば、「適切な情報開示」はかえって事態を混乱させる恐れもある。これらの問題を総合的に解決しなければ信頼できる情報開示は達成されないのであり、これは原発(さらには日本国全体)のガバナンスそのものなのである。